関係所属長　殿

交指発第９２号
（交企）
令和７年４月16日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

高速道路における交通事故抑止に資する交通指導取締り等の推進について（通達乙）

交通指導取締りの管理については、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達乙）」（令和７年４月16日交指発第90号）に基づき実施しているところであるが、高速道路と一般道路との特性の違いや高速道路における活動の広域性の観点から、高速隊の管轄する高速道路における交通事故抑止に資する交通指導取締り等について、下記のとおり定めて実施することとしたので、着実に推進されたい。

記

１　ＰＤＣＡサイクルによる交通指導取締りの管理

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限発揮させるために、交通指導取締り全般を、交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針の策定、実行、効果検証及び検証結果の次期交通指導取締り方針への反映といったＰＤＣＡサイクルに基づき管理すること。

(1)　広域的観点からの交通指導取締り管理

高速道路における交通指導取締り管理は、道路の閉鎖性、都府県間を縦横断する広域性等の特殊性を考慮したうえで推進する必要がある。

そのため、高速道路の交通指導取締り方針の策定に当たっては、路線・区間ごとの策定が考えられることから、隣接する県警察、高松高速道路管理室と必要な連絡、調整を行うこと。

(2)　交通指導取締り管理簿を用いた取締り管理

交通指導取締りに当たっては、交通事故の発生時間、場所、季節要因等の分析に基づき、重点的に取り締まる交通違反の種別、交通指導取締りの区間、時間帯等を内容とする別記第１号様式の「交通指導取締り管理簿（実施計画）」を作成するほか、ＰＤＣＡサイクルの各段階において組織的な検討及び意思決定を行い、適切な交通指導取締り管理を行うこと。

なお、指導取締り管理の周期は、おおむね６か月とし、実施結果については、別記第２号様式の「交通指導取締り管理簿（実施結果）」に記載するほか、取締りによる交通事故抑止の効果検証を踏まえつつ、重点取締り対象の

区間、時間帯等を不断に見直すこと。

(3)　管理簿の作成要領等

交通指導取締り管理簿（実施計画）は、ＰＤＣＡサイクルの始期に、交通指導取締り管理簿（実施結果）は終期に作成することとし、３年間保存すること。

2　交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(1)　交通指導取締りの重点対象

高速道路において、交通事故を抑止し、交通事故による被害軽減を図るためには、通行車両が、規制速度、通行区分を遵守し、適切な車間距離を保持して走行することが重要である。

著しい速度超過、追越車線を継続して走行する通行帯違反及び追突事故を引き起こす車間距離不保持を重点的に交通指導取締りを推進するとともに、特に、大型貨物自動車等による著しい速度超過に係る交通指導取締りにおいて、速度抑制装置の不正改造、いわゆる「リミッター外し」が疑われる場合には、道路運送車両法違反（不正改造等の禁止）等も念頭において捜査を進めること。

また、飲酒運転、無免許運転違反者は、度重なる厳罰化や国民の批判の高まりにもかかわらず、確信的に違反を敢行する極めて悪質・危険性の高い者であるので、これらに対する取締りや脇見事故につながる携帯電話使用等の違反、被害軽減に資するためのシートベルト装着義務違反の取締りを推進すること。

(2)　規制速度、通行帯遵守等のための警戒活動の強化

赤色灯を点灯したパトカー等による警戒活動を交通指導取締りとバランス良く組合せて実施することにより、規制速度や通行区分の遵守等を促し、交通秩序の維持を図ること。

3　速度取締り管理の考え方の情報発信

高速道路における交通事故分析結果等を踏まえた速度取締りについては、「速度取締り指針の策定、公表について（通達乙）」（令和７年４月16日交指発第91号）で示達したとおり、速度取締りに関する方針、背景事情等について明らかにした「速度取締り指針」を策定し、ホームページ等で公表するなど、取締り指針が広く国民に周知されるように努めること。

4　管区警察局による連絡、調整等

前記１(1)のほか県境付近における重点取締り等に当たっては、同一路線間での不整合が生じることのないよう、高松高速道路管理室を通じるなどにより連絡、調整を行うこと。

5　道路管理者等と連携した交通安全教育・広報啓発活動の推進

高速道路の安全で円滑な利用を促進するため、高速道路を利用する運転者に対し、交通法令の遵守や高速道路の安全な利用方法等について、周知することが重要である。

そのため、道路管理者等と連携し、高速道路のサービスエリア等における街頭キャンペーンの実施やポスターの掲示及びリーフレットの配布、各種広報媒体の活用等により、運転者の立場に立った分かりやすい交通安全教育・広報啓発活動を推進すること。